

## 下諏訪観光 PR キャラクター「万治くん」「やしまる」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下諏訪観光 PR キャラクター「万治くん」「やしまる」のデザイン（以下「万治くん、やしまる」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(使用の申請等)

第2条 「万治くん、やしまる」を使用するものは、あらかじめ「万治くん、やしまる」使用承認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、下諏訪観光協会長（以下「協会長」という。）に提出し、その承認を受けなくてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用届（別記様式第2号）のみとし、この限りではない。

- (1) 下諏訪町内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 下諏訪町内の学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) そのほか、観光協会常任理事会で適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 協会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き「万治くん、やしまる」の使用を承認するものとする。この場合において、協会長が必要と認めたときは、条件を付すことができる。

- (1) 下諏訪町の品位を傷つけ、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 法令、社会秩序に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (5) 立体物及び動画で、その表現が「万治くん、やしまる」のイメージを損なうと認めら

れたとき。

(6) そのほか、観光協会常任理事会で不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、「万治くん、やしまる」使用（変更）承認書（別記様式3号）をもって行うものとする。

（使用料）

第4条 使用料は当面の間、無料とする。

（使用上の厳守事項）

第5条 「万治くん、やしまる」を使用するものは、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、協会長が指示する条件に従うこと。

(2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用使用しないこと。

(4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

（承認内容の変更の申請）

第6条 「万治くん、やしまる」の承認を受けたものが、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「万治くん、やしまる」使用承認変更申請書（別記様式第4号）を協会長に提出し、その承認を受けなくてはならない。

2 前項の承認は、「万治くん、やしまる」使用（変更）承認書（別記様式第3号）をもって行う。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

（使用状況の報告等）

第7条 協会長は、「万治くん、やしまる」の使用の承認を受けたものに対し「万治くん、やしまる」の使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取り消し)

第8条 協会長は、「万治くん、やしまる」の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、使用承認取消書（別記様式第5号）をもって行うことができる。当該承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、「万治くん、やしまる」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じても、協会長はその責を負わない。

2 「万治くん、やしまる」の使用承認を受けたものが、「万治くん、やしまる」の使用によって、第3者に対して損害又は損失を与えた場合でも、協会長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、「万治くん、やしまる」の取扱いについては必要な事項は、観光協会常任理事会で別に定める。

附則

この要領は、平成25年7月3日から施行する

平成28年11月18日改正